

御企リ第 10 号の 2
令和 5 年 11 月 19 日

御嵩町リニア発生土置き場計画審議会
会長 三井 栄 様

御嵩町長 渡辺 幸伸

御嵩町リニア発生土置き場計画に係る評価等について（諮問）

御嵩町内に計画されているリニア発生土置き場計画の解決に向けて、今後、東海旅客鉄道株式会社との協議に臨む方針について貴審議会の意見を求めます。

諮 問 理 由

本町を通過するリニア中央新幹線の工事計画では、その大部分がトンネルに当たり、町内工区の工事掘削では、要対策土を含む約 90 万 m³の発生土が生じる計画となっています。

本町は、リニア建設事業の沿線町として、リニア開通の早期推進を求めている立場は変わりませんが、事業者である東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」といいます。）から町内での発生土の置き場計画を提案され、これまでその対応を協議してきました。

しかしながら、JR 東海の置き場計画については、地元から反対や懸念が表明されており、また、町民からの意見も様々な状況にあります。

JR 東海と町及び町民が解決に向かって真摯に共に協議を進めていくには、盛土の安全性や自然環境、生活環境への影響など、地元を含む町民からの計画に対する意見を多方面から集約し、それぞれの理解や合意を得た検討、評価が必要と考えています。

以上を鑑み、リニア建設工事に伴う発生土の置き場計画の解決に向けて、今後、JR 東海との協議に臨む方針について貴審議会の意見を求めるものです。

答申（素案）

御嵩町リニア発生土置き場計画に係る評価等の意見について

1 要対策土について

東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東海」という。）によると、美佐野工区からは約 22 万 m^3 の土壌環境基準に適合しない発生土（以下「要対策土」という。）が生じるが、その全量を計画地内に恒久的に封じ込める盛土造成して対処する計画である。本審議会は、要対策土の安全性について、その検査体制や工法の他、住民感情やこれまでの経緯、他市の状況等に関する審議を行い、要対策土は他市と同じように、専門処理施設等による処理を求めることが適当であるとの結論に至った。理由については以下に示す。

また、要対策土の検査方法は一定の安全性が満たされていると認めるものの、発生土の環境基準適合判定への信頼性を強固にするべく、検査精度の向上につながる対応も合わせて求められたい。

理由① 封じ込め工法で安全とされても住民の不安感が払しょくできないこと

② 町が候補地を情報提供した時点で要対策土の搬入認識がなかったこと

③ 他市で、市外に持ち出し処理施設等で処理されている事例があること

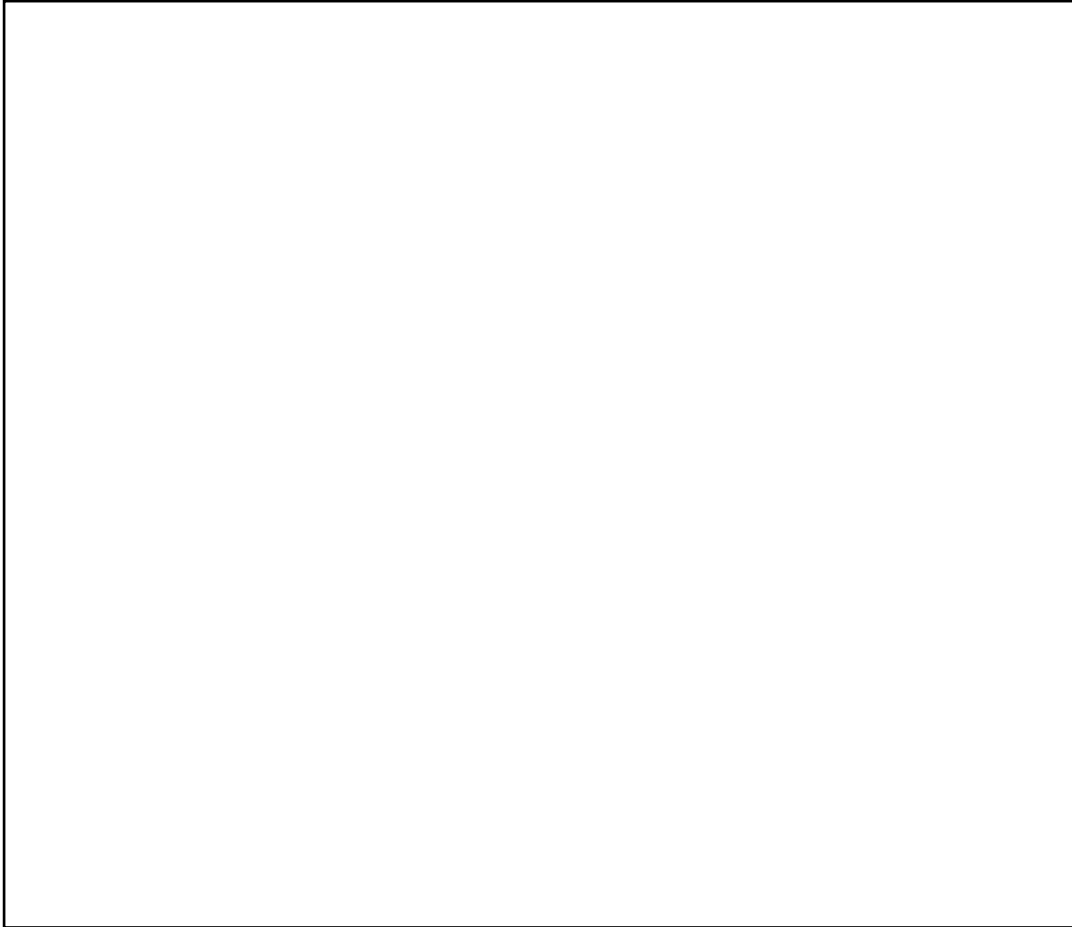
2 盛土計画について

ＪＲ東海によると、美佐野工区からの発生土約 90 万 m^3 は、候補地Ａと候補地Ｂの２つに分けて盛土造成する計画である。本審議会は、ＪＲ東海が両計画共に詳細設計する段階から、公的専門研究機関である外部の高盛土委員会の意見を踏まえて計画し、同委員会による盛土の安定解析結果の照査を得た計画であること等を確認した。

審議の結果、ＪＲ東海の盛土計画は現在の国と岐阜県の安全基準を満たすことが科学的に証明されており、求められた安全性を十分に満足するものと認められる。

しかし、なお安全性に不安を感じる住民もいるため、分かりやすい説明をして理解を得る配慮を求めること、また、適切な施工管理や排水管理が重要であることから、継続的に町がチェックに関わることができる体制の構築を求められたい。

3 計画予定地と環境保全について



4 最後に

この答申は、計7回に及ぶ会議を開催して、各委員はＪＲ東海に対する質問書や事前の意見書を作成され、あるいは当日、熱心に陳述いただいた上で、意見を尽くして集約したものである。

町長におかれては、リニア発生土置き場計画の解決に向けて、ＪＲ東海との協議に臨む際には、地元の地域住民と十分協議し、本審議会における議事内容等も適切に伝え、町民の不安解消に努められたい。